特集①

いじめ問題と子どもの権利

いじめと第三者機関

子どもオンブズからの提案

- I ある地方都市の挑戦
- || 川西市のオンブズパーソン制度
- Ⅲ さまざまな第三者機関
- IV いじめに対応する第三者機関のあり方
- V 第三者機関の課題
- VI 第三者機関における弁護士の役割



大阪弁護十会会員

ある地方都市の挑戦

兵庫県川西市は大阪や神戸のベッドタウン として発展してきた人口16万人の中規模都市 である。1998年、この街で全国で初めて子ど もの人権救済を目的とする公的第三者機関―― 「川西市子どもの人権オンブズパーソン」――が 誕生した。

全国各地でいじめ事件の報道が絶えないが、 その中で改めて川西のモデルが注目されてい る。以下その取組みを伝えながら、いじめ問題 に対応する第三者機関のあり方と弁護士の役割 について簡単に検討してみたい。

川西市のオンブズパーソン制度

1 制度の特徴

(1)条例に基づく設置

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

(全22条)、同条例施行規則(全23条)、同条例 の推進等に関する規則(全5条)の三つの条例と 規則から構成されている。要綱や規程など行政 機関の内規を根拠としていないため、首長の交 替などによる政治の影響を受けにくい。

(2)附属機関

当初は教育委員会の附属機関とされる予定 だったが、市長の附属機関として修正され成立 した経緯がある(地方自治法138条の4第3項)。

(3)専門性と利害関係の排除

オンブズパーソンは、法曹関係者や大学の研 究関係者であって子どもの人権活動に携わる者 から指名される。現在は、私のほか心理学の研 究者1人、教育学・保育学の研究者1人の計3人 が就任している。そのほか心理や保育、福祉な どを専門とする相談員4人が常駐して日常の相 談業務に携わっている。

また、市と取引がある企業の役員や市が出資 や補助をしている団体の関係者など川西市に利 害を有する者、教職員を辞めて一定期間を経過 しない者などは除外される。

(4)広範な権限と実効性の確保

相談にとどまらず個別救済や制度改善を行っ ている。そのため、市の機関に説明を求めた り、書類や記録を閲覧することができるし、調 査の結果、必要があると認めるときは是正勧告 を行ったり、制度改善を提言することができ る。是正を申し入れた後、報告書を提出させて 経過を確認する制度もある。

2 活動の実際

そのほか以下の特徴がある。

まず、子どもからの直接の相談が多いこと である。2010年の子どもからの相談(のべ)は 54.6%、2011年は43.8%に上っている。

先日は小学3年生の女の子が1人で突然事務 局を訪れてきた。家族のことで悩んでいるので 相談に乗ってほしいというものだった。広報活 動の成果もあろうが、子どもの声を直接聞きた いという姿勢が子どもたちに浸透してきたため ではないかと思われる。

いじめに限らずあらゆるケースで子どもの話 を直接聞くことを必須としている。事務局には 簡単な相談スペースがあるが、年少の子どもの 面談には適していない。このため、ビルの一室 を借りて「子どもオンブズくらぶ」と名付け、そ こで専門相談員がおもちゃで遊びながら話を 聞くこともある。それも1回や2回ではなく、 5回、10回と続き、期間も半年や1年を超える こともめずらしくない。

週に一度、市役所の一室にオンブズパーソン と専門相談員の全員が集まってケース検討を 行っている。そのほか、毎週のように子どもや 親から直接話を聞いたり、学校や教育委員会に 出向いて管理職や担任、学年主任などと面談す るなどしている。

Ⅲ さまざまな第三者機関

いじめ事件の報道に対応するように全国の自 治体でさまざまな対策が検討されている。第三 者機関の設置もその一つである。

1 調査委員会

従来から企業の不祥事や重大事故などに対し て調査委員会(第三者委員会と呼ばれることも ある)が設置されることがある。

いじめに関してだけでも、2012年は、大津 市立皇子山中学校、札幌市立柏丘中学校、兵庫 県立川西明峰高校、浜松市立曳馬中学校などで 設置されており、それ以前も愛知県立刈谷工業 高校(2011年)、桐生市新里東小学校(2010年) などの例がある。

ただし、委員会によっては学校側の人間が 入っていたり、十分な調査が行われていないと いう報告もある。委員が「第三者」であれば学校 側が設置したものも「第三者」といえるのか、遺 族や被害者にとっては「第三者」性が標榜される ことによってかえって真相究明が妨げられるの ではないかという不信感が依然残っている。ま た、調査委員会の第一の目的はいじめの事実や 因果関係の調査であって、子どもの権利救済や 関係調整は必ずしも主たる目的ではない。

今後もいっそう選任や調査の中立性、透明性 を高め、できるだけ子どもの権利の視点から調 査が進められることが望ましい。

2 常設の第三者機関1)

一般に第三者機関というときは、事故や事件 が発生した後に設置される調査委員会ではな く、常設の第三者機関を意味している。

¹⁾ 自治体に応じて、オンブズパーソン、権利委員会、権利擁護委員、権利救済委員などと呼ばれている。川崎市は相談・救済 を担当する「川崎市人権オンブズパーソン」と制度や施策のモニタリングを担当する「権利委員会」が別に設置されている。

文部科学省は、2012年9月5日に「『いじめ、 学校安全等に関する総合的な取組方針』の策定」 を発表した。その中で「幅広い外部専門家を活 用したいじめの問題等の解決に向け調整・支援 する取組の推進」として「各地域における、いじ めの問題等を第三者的立場から調整・解決する 取組を促進する」と提唱しており、今後も第三 者機関の設置を検討する自治体が増えていくも のと予想される。

新聞報道や自治体のホームページによる と2)、兵庫県赤穂市は「いじめ問題等再発防止 に係る第三者委員会」を設置し、大学教授や弁 護士など5人を選任している。特定のいじめ事 件やいじめの相談を行うのではなく、市教委の 諮問に基づき、再発防止策や学校教育の改善策 なども検討することとなっている。鳥取県では 「いじめ問題調査委員会」の設置が予定されてい る。大学教授、弁護士、臨床心理士などが委員 となり、県内の学校すべてを対象に、いじめが 原因で自殺または心身への重大な障がいが発 生したケースについて事実関係の調査及び検証 を行う。佐賀県嬉野市は「いじめ問題等発生防 止支援委員会」を設置し、弁護士や大学教授ら を委員とし、いじめ問題の予防対策提言を行い ながら、実際にいじめ事件が発生した場合には 調査、分析することも予定している。岐阜県可 児市は「可児市子どものいじめ防止に関する条 例」を制定し、通報や相談があった場合「可児市 いじめ防止専門委員会」が調査や関係調整等を 行うこととしている。滋賀県でも「滋賀県いじ め対策研究チーム会議」が常設の第三者機関の 設置を検討している。そのほか、福岡県北九州 市、長崎市、東京都世田谷区などでも検討中と いう報道がある。

子どもの権利全般を取り扱う第三者機関は従 来からあり、川西市以外にも、岐阜県岐南町、

神奈川県川崎市、埼玉県、北海道奈井江町、岐 阜県多治見市、東京都目黒区、愛知県豊田市、 北海道札幌市など多くの自治体で設置され、こ れまで成果を上げている。

3 さまざまな機能と権限

このように、一言で第三者機関といってもさ まざまな形態があり、これに応じて機能や権限 もさまざまである。

特定のいじめ事件の調査のためにその都度活 動を開始するもの(鳥取県や長崎市)は常設型で はあるものの活動の実態は調査委員会に近い。

常時活動を行っている機関を対象で分類する と、いじめに特化したもの、子どもの権利一般 を対象とするもの、おとなの人権も取り扱うも のがある。また、機能や権限の視点で見ると、 相談や助言を行うもの、関係調整を行うもの、 是正勧告や意見表明を行うもの、制度改善など の政策提言を行うもの、諮問を受けて答申する ものがあり、このうちの一つまたはいくつかを 行っている。

たとえば、埼玉県の第三者機関(埼玉県子ど もの権利擁護委員会)は、子どもの権利全般を 対象とし、相談・助言と是正勧告・意見表明 を行っている。可児市の第三者機関(可児市い じめ防止専門委員会)は、いじめのみを対象と し、関係調整や諮問への答申を行っている。

Ⅳ いじめに対応する 第三者機関のあり方

以下、川西市の制度や現状を紹介しながら、 いじめに対応する第三者機関のあり方について 検討してみたい。

1 オンブズマン型の第三者機関

川西市のオンブズパーソンは、「子どもの最 善の利益」(子どもの権利条約3条)を実現する ため、子どもに寄り添い子どもの参加を促しな がら解決を図る機関として設置されている。こ れを条例は「子どもの利益の擁護者及び代弁者」 と表現している(7条1項)。

参考としているのは1809年にスウェーデン で創設され、その後各国で展開されたオンブズ マン(ombudsman)制度である。オンブズマン の「マン」を「パーソン」に変えた用語がオンブズ パーソンであり、最近はこちらの方が主流のよ うである。本稿では「オンブズマン」は一般的な 制度理念を表す言葉として用いている。

オンブズマン制度については、本稿の目的で はないので詳細は差し控えるが、独立性と専門 性に依拠した公的機関が、市民の苦情を聴い て、非司法的な手段で市民の権利回復を図った り、制度改善を申し入れる制度である。このた め、紛争当事者との距離は等距離ではなく、第 三者とはいっても裁判所をイメージすると正し くない。

いじめの案件では、いじめがあったことを はっきりさせて、学校に責任を認めさせたいと いう要望が、とくに親からは多い。しかし、子 どもの気持ちは親の気持ちと同じとは限らな い。子どもは「いじめ」に当たるかどうかおとな に決めてほしいと思っているわけではなく、た いていの場合は安全に楽しく学校に通いたいと 思っているのである。

したがって、子どもの視点に立ったとき、子 どもの日常生活の中の特定の部分を切り抜い て、それが「いじめ」に当たるかどうか認定する ことにさほど大きな意味があるわけではない。 そもそも、「いじめ」という言葉も、一般的な日

常用語と文部科学省の定義と民事上の不法行為 成立の要件はいずれも同じではない。

子どもの誇りや自信を取り戻すために、子ど もの意見表明や自己決定を最大限尊重しなが ら、子どもの生活全般を通して権利侵害に当た る事象がなかったかを考え、侵害の程度や子ど もの課題整理に応じて、さまざまな選択肢を子 どもといっしょに相談しながら実践していくも のである。

2 独立性と附属機関

オンブズパーソンは、学校や教育委員会に対 して独立した立場で調査協力や是正を求めるこ とができるが、これは教育委員会の附属機関で はなく市長の附属機関として設置されているこ とが大きい。

附属機関は地方自治法138条の4などに定め がある。執行機関の行政執行のため、または行 政の執行に伴い必要な調停、審査、審議または 調査などを行うことを職務とする機関であり、 自治紛争処理委員や審査会などが例示されてい る。

附属機関という枠組みは、現行法上オンブズ マン制度に最も適合した条項がないため、やむ をえず採用したという一面もある。本来は地方 自治法180条の5に類した独自の機関の創設が 望ましく、この点は今後の立法的な課題といえ る。しかし、現行法を前提にすれば、独立性を 担保するための最善の選択といえる。

また、川西市では、制度運用上、調査も勧告 もオンブズパーソンの名前で実施している³⁾。 諮問機関の場合は、現実にはまれと思われる が、答申や報告を受けた首長や教育委員会の判 断次第で執行されないという事態が理論上は起 こりうる。

³⁾ 地方自治法138条の4第3項は自治紛争処理委員を例に挙げており、自己の名で活動することを認めている。

このように、組織上独立した立場にあり、自 らの名前で活動できるということは第三者機関 がいじめに取り組むための重要なポイントとい える。

3 救済の対象

川西市ではいじめに限定せず、子どもの人権 に関わる一切を対象としている。実際の相談 も、2011年は、家族関係の悩み(17.5%)、交 友関係の悩み(いじめ除く) (15.0%)、いじめ (12.5%)などさまざまである。

もっとも、これらは初回の訴えをもとにした 分類であって、悩みの本体は往々にして別のと ころにある。最初は不登校や教師とのトラブル だったものが、話を聞くうちにいじめがあると わかってくることもある。また、当事者いずれ にも言えることだが、いじめの根の部分には、 発達や家庭問題、学力問題などさまざまな課題 がからみあっていることも少なくない。

このため、間口をいじめに限定すると、表面 化しないものは第三者機関に入ってこないこと になる。したがって、いじめ防止のためにこ そ、いじめ以外も対象とするのが望ましい。

4 機関連携のコーディネーターとして

いじめの原因が複合していると考えられると きは、関連する機関と連携したうえで横断的な 対応をとる必要が出てくる。

川西市でも、教育情報センター、適応指導教 室などの教育関連機関、福祉事務所、保育ない し福祉の部署、民生委員や児童委員、保育所、 児童相談所などと連携することがある。

オンブズパーソンはどの部署にも属しておら ず、いわば「縦割り行政」の外に位置している。

しかも子どもと直接つながっているため、関連 機関の調整役を務めたりケース会議を主宰する のに適した存在といえる。

5 権利救済のさまざまなツール

一言でいじめと言っても、友だちとのいさか いに近いものから生命や身体の安全に関わるも のまでさまざまなレベルがある。

川西市では、可能な場合はアドバイスによっ て子どもが自分で主体的に解決すること(エン パワメント)を原則としている。ただし、い じめの程度や本人の状況に応じてはオンブズ パーソンが調整を試みることもあるし(関係調 整)4)、さらには正式な申立てを受けて調査を 実施し、学校や教育委員会に是正勧告や意見表 明を行うこともある。

さらには、第三者機関の権限ではないが、い じめによっては民事裁判や警察の対応が相当な ケースもある。

このようにいじめに対応するためにできるだ け多くのツールを備えていることが望ましい。

V 第三者機関の課題

オンブズパーソンももちろん万能の機関では ない。できることできないこと、得手不得手を 意識しておく必要がある。以下は川西市の場合 であるが、おそらく他の第三者機関も同じよう な悩みを抱えていると思われる。

市の第三者機関は市の機関に対しては調査を 行い是正勧告することができ、市の機関もそれ に従う義務がある。しかし、市の機関でないも の、たとえば県立高校は調査や勧告を受ける法

⁴⁾ 前オンブズパーソン桜井智恵子は「関係に働きかける」と表現している。「私たちが力を失っている子どもや大人の傍らで気 づかされたことは、人が生きる力を取り戻すためには、本人ばかりを励ますよりはむしろ、本人が力を失う元になっている 関係に働きかけつつ、その関係が回復するように支援することが最も有効だということなのだ。」(『子どもの声を社会へ― 子どもオンブズの挑戦』(岩波新書、2012年)39頁)

的義務はない。県の第三者機関と市の機関も同 じ関係になると思われる。私立学校や学習塾に 対しても強制力はない。実際には一定の協力に 応じてもらえることが多いが、十分とはいいが たい。

また、いじめの場合は子どもの側の言い分と 学校の言い分が食い違うことはまれではない。 その場合も、正式に申立てがあれば何らかの事 実認定を行わざるをえない。事実認定は活動の 出発点となる大事な作業ではあるが、制度上は 証人尋問のような緻密な証拠調べ手続が用意さ れているわけではなく、事実認定を再審査する 不服申立てのシステムもない。何より、主張を 排斥した当事者との間では信頼関係を維持でき なくなり、関係調整を円滑に進めることが難し くなる。

もっとも、初代オンブズパーソンの弁護士の 瀬戸則夫は次のように述べる。事実経過は、双 方の認識の相違部分を明らかにすることに力点 を置いており、「どう思い、どう受け取ったか が重要であるので、パーソンが、認識に対立が ある事実経過について、真実がどうであったか を断定することはそう多くない」5)。

そのほか、実務的には司法手続との競合が議 論になることがある。川西市では裁判係属中の 案件は申立てを受け付けないという条項があ り、川崎市や東京都目黒区にも同様の条項があ る。しかし、弁護士に依頼しているがいじめの 裁判は検討中という場合はどうなるか、さらに 言うと、将来のいじめの裁判の証拠とするた め、あらかじめオンブズパーソンの判断を得て おきたいという場合はどうなるかなど、現実に は線引きに苦慮するケースが予想される。

VI 第三者機関における 弁護士の役割

第三者機関は、計画中のものも含め、弁護士 を構成メンバーとして想定しているものがほと んどである。前述の文部科学省の提言も弁護士 が第三者機関の主力として働くことを期待して いる。弁護士としては今後とも第三者機関に積 極的に参加すべきだろうし、弁護士会もこれを 支援していく必要がある。

なぜ弁護士の関与が必要なのか。言うまでも なく、いじめは人権を侵害する違法な行為であ り、いじめ被害の救済は弁護士の使命である基 本的人権の擁護を全うする職務である。

のみならず、弁護士の関与は学校に法的な視 点を持ち込む契機となる。

学校現場に入ると、生徒管理や組織維持のた め、法や人権の普遍的な価値観と相容れない指 導が教育的配慮の名目で容認されていることを しばしば目にする。

「自由と公正を核とする法(秩序)が、あまね く国家、社会に浸透し、国民の日常生活におい て息づく」社会の実現(『司法制度改革審議会意見 書』)という司法制度改革の理念は学校にもその まま妥当する。正義や衡平、個人の尊厳などの 法的価値観は、いじめの解決と再発防止の過程 ではなおのこと強く意識されなければならない。

また、昨今は首長の教育への政治的介入が議 論されている。しかし、いじめや体罰に関する 学校や教育委員会の対応をチェックする任務 は、首長自らではなく子どもの人権を専門に扱 う公的第三者機関が担うべきであり、このこと によって政治的介入の防波堤として事実上機能 することも期待される⁶⁾。

⁵⁾ 瀬戸則夫『子どもの人権弁護士と公的子どもオンブズ』(明石書店、2003年)67頁

⁶⁾ 市長の附属機関である第三者機関が教育委員会をチェックすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律と の関係が問題になりうる。川西市は、その根拠を子どもの権利条約4条に置いている(吉永省三『子どものエンパワメントと子 どもオンブズパーソン』(明石書店、2003年)165頁)。そのほか同書は制定の経緯や条例の解釈などを詳しく解説している。

日弁連人権擁護大会は1991年に次のような 決議を行っている。

「子どもの権利保障を最優先の課題とするた めには、国・地方公共団体に子どもの権利保障 の状況を監視し、勧告・提言などの活動を行う 独立の行政機関である『子どもの権利オンブズ マン』(仮称)を設置するなどして子どもの権利 の確立とその侵害の監視・救済に積極的に取り 組む必要がある。」

決議から20年以上を経過した今もいじめや 体罰は後を絶たない。一刻も早く公的第三者機 関――オンブズマン型の第三者機関――の導入 を検討するよう改めて提言したい。